

くまもとライダーズベースアイコン使用規程

（目的）

第1条 この規程は、熊本県以外の者が、別記「くまもとライダーズベースアイコン」（以下「アイコン」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（アイコンに関する権限）

第2条 アイコンに関する一切の権限は、熊本県に属する。

（使用の承認）

第3条 アイコンを使用しようとする者は、あらかじめ熊本県県北広域本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）市町村等が使用する場合
- （2）くまもとライダーズベース推進委員会の構成団体が使用する場合
- （3）新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- （4）その他使用承認の手続きを必要としないと本部長が認めた場合

（使用の申込み）

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- （1）会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- （2）アイコンの使用目的及び内容がわかる見本、企画書等
- （3）その他本部長が必要と認める書類

（使用承認の基準）

第5条 本部長は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用がくまもとライダーズベースプロジェクトの推進及び熊本県のPRに寄与すると認めるときは、使用について承認し、使用承認通知書（別記様式第2号）を申請者へ交付する。

2 アイコンの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本部長は承認しないものとする。

- （1）くまもとライダーズベースのイメージ及び熊本県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （2）消費者の利益を害するものと認められる場合

- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承認することを本部長が不相当と認めた場合

(使用承認の条件)

第6条 本部長は、使用承認のために必要があると認める場合には、アイコンの使用法その他について、条件を付すことができる。また、使用料金については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 アイコンを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用項目のみに使用すること。
- (2) アイコンの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、本部長が必要と認めた場合には、この限りではない。
- (3) アイコンの使用後の物件又は写真をすみやかに本部長に提出すること。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が、使用承認を受けた内容について、追加または変更しようとする場合は、あらかじめ追加（変更）申請書（別記様式第3号）を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項に規定する追加（変更）申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認める時は、これを承認し、追加（変更）承認通知書（別記様式第4号）を交付する。

(承認の取消し等)

第9条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、アイコンの使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者が、この規程に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書等申込みの内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) その他アイコンの使用継続が不相当であると認められた場合

2 本部長は、使用者にアイコンの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第10条 本部長による使用承認は、使用を承認された者が独占してアイコンを使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第11条 熊本県は、この規程によりアイコンの使用承認を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 熊本県は、アイコンの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第13条 本部長は、アイコンの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は県北広域本部総務部振興課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、アイコンの使用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年3月6日から適用する。